

共同セミナー開催

主催 ADR研究会
弁護士法人なにわ橋法律事務所

紛争解決手法の問題点と今後のあるべき姿

～企業間紛争の実態調査アンケートから見えてきたもの～

日程 2017年 1月24日 (火)

入場無料

時間 14:30～16:30

会場 大阪JAビル2階 大阪市北区西天満1丁目2番5号

講師 足利学 ADR研究会主任研究員 藍野大学教授
「アンケート結果の分析」
津田尚廣 弁護士法人なにわ橋法律事務所 弁護士
「紛争解決手法の問題点と企業が望むもの」
入江秀晃 九州大学准教授
「新しい紛争解決サービスの必要性 対話型調停の発展経緯から」

1 ADRの現状

平成16年、「紛争当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的」とするADR（裁判外紛争解決手続※）について、認証の制度を中核とする「裁判外紛争解決手続の促進に関する法律」が制定されました。

同法が施行されて10年が経過し、認証を受けたADR機関は、現在146団体ですが、利用件数に関しては当初想定されたほど増えていません。むしろ、ADRやその認証組織が、十分に認知されているのかはなほ疑問の残るところです。

※訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続

2 ADR研究会とその取り組みについて

2015年、弁護士法人なにわ橋法律事務所は、事務所創設100周年の記念事業の一環として、ADR研究会を立ち上げ、企業間紛争に関する実態調査アンケートを実施しました。この調査は、企業がその紛争事案をどのような解決手続・手段で処理しているのか、その際に重視していることは何なのか、現状の紛争解決手続・手段に満足できているのか、問題点があるとするならばそれは何なのか等々の紛争解決手続の実態を明らかにしようとするものです。

ADR研究会では、かかる調査を踏まえて、訴訟は企業の紛争解決手続として有効かつ十分なものなのか、ADRは、法の意図とおりに訴訟を代替するものとして充分機能しているのか、不十分というのであればどうすればいいのかといったことを整理し、現在の問題点や今後のあるべき紛争解決システムのデザイン等について取り組んでいます。

また、弁護士法人なにわ橋法律事務所とNPO法人シヴィル・プロネット関西は、一般社団法人「もめごと紛争処理センター」（仮称）を設立し、ADRの認証を取得する予定で、上記の取組の成果を実際の紛争解決システムとして具現化—その意味で、あるべき紛争解決システムを企業とともに構築—していきます。

3 今回のセミナーは、上記の取組の一環として、①アンケート結果の報告・分析、②アンケート結果から見えてくる紛争解決手段の問題点、③紛争解決システムに望まれる課題・そのあるべき姿等について、考えていきたいと思えます。

懇親会 17:00～ 会場：GIO CARE（ジョーカーレ） 会費4000円

セミナー終了後、ささやかながら懇親会をご用意しています。
是非ご参加いただき、皆さまのADRに関する情報交換の場、交流の場とできれば幸甚に存じます。

お問い合わせ：弁護士法人なにわ橋法律事務所

お申込みにつきましては申込用紙をFAXまたは郵送にてお送り頂くか、なにわ橋法律事務所ホームページ内専用フォームよりお申込みください。

TEL 06-6364-0241

URL <http://www.naniwabashi.com>